

第2次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画

第1 広域計画の趣旨

愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7に基づき、後期高齢者医療制度を総合的かつ計画的に運営するため、愛知県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と広域連合を組織する愛知県内のすべての市町村（以下「構成市町村」という。）が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事務について、それぞれの役割を定めるものである。

第2次広域計画は、第1次広域計画の実施結果を踏まえ、広域連合と構成市町村が引き続き連携して、後期高齢者医療制度を安定的かつ円滑に実施するために策定するものである。

第2 広域計画の項目

広域計画は、愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）第5条（広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載する。

- 1 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び構成市町村が行う事務に関する事。
- 2 広域計画の期間及び改定に関する事。

第3 広域連合及び構成市町村が行う事務

広域連合及び構成市町村は、後期高齢者医療制度の実施にあたり、連携して次の事務を行う。

区 分	広域連合が行う事務	構成市町村が行う事務
1 被保険者の資格の管理に関する事務	<p>資格の取得・喪失の確認並びに障害認定等を行い、被保険者証等の交付決定をするとともに、交付状況を管理する。</p> <p>被保険者の資格情報を管理する。</p>	<p>資格に関する申請及び届出等の受付を行い、広域連合へ送付する。</p> <p>被保険者証等の引渡し及び返還の受付等を行う。</p>
2 医療給付に関する事務	<p>療養の給付、高額療養費、葬祭費等の医療給付の審査・支給を行い、支給実績の管理等を行う。</p>	<p>医療給付に係る申請及び届出の受付等を行い、広域連合へ送付する。</p>
3 保険料の賦課及び徴収に関する事務	<p>所得情報や医療給付の状況等に基づき保険料率の決定を行い、保険料の賦課、減免等を行う。</p>	<p>保険料の賦課決定に要する所得情報を広域連合に提供する。</p> <p>保険料に関する申請の受付等を行い、広域連合へ送付する。</p> <p>保険料の徴収及び滞納整理を行い、広域連合へ納付する。</p>
4 保健事業に関する事務	<p>広域連合と構成市町村は、連携して被保険者の健康の保持増進のために健康診査事業等の必要な事業を行う。</p>	
5 その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務	<p>広域連合と構成市町村は、連携して後期高齢者医療制度に関する広報広聴活動を行うとともに、医療費通知、後発医薬品の利用促進等の医療費適正化に向けた事業を行う。</p>	

第4 広域計画の期間及び改定

広域計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とし、その後計画期間満了前に見直しを行う。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとする。